○社会資本整備総合交付金交付要綱（平成２２年３月２６日　国官会第２３１７号）　新旧対照表

改正案	現行
社会資本整備総合交付金交付要綱 平成２２年　３月２６日　制　　定 令和　６年１２月１７日　最終改正 **本編** **附属第Ⅰ編　基幹事業** **附属第Ⅱ編　交付対象事業の要件** **附属第Ⅲ編　国費の算定方法** **本編** 第８　社会資本総合整備計画の提出等 １　社会資本整備総合交付金を充てて交付対象事業を実施しようとする地方公共団体等は、次の各号に掲げる事項を記載した社会資本総合整備計画を作成し、当該計画を国土交通大臣に提出するものとする。 一～六　（略） 七　基幹事業（関連社会資本整備事業のうち、社会資本整備重点計画法第２条第１項各号（第２号、第４号及び第６号を除く。）及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第２条第２項第１号から第３号までに掲げるものも含む。以下この号において同じ。）の費用便益比（なお、費用便益比を算出する基幹事業については附属第Ⅱ編において定めるものとする。） 八～十　（略）	**社会資本整備総合交付金交付要綱** 平成２２年　３月２６日　制　　定 令和　６年１１月　７日　最終改正 **本編** **附属第Ⅰ編　基幹事業** **附属第Ⅱ編　交付対象事業の要件** **附属第Ⅲ編　国費の算定方法** **本編** 第８　社会資本総合整備計画の提出等 １　社会資本整備総合交付金を充てて交付対象事業を実施しようとする地方公共団体等は、次の各号に掲げる事項を記載した社会資本総合整備計画を作成し、当該計画を国土交通大臣に提出するものとする。 一～六　（略） 七　基幹事業（関連社会資本整備事業のうち、社会資本整備重点計画法第２条第１項各号（第２号、第４号及び第６号を除く。）及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第２条第１項第１号から第３号までに掲げるものも含む。以下この号において同じ。）の費用便益比（なお、費用便益比を算出する基幹事業については附属第Ⅱ編において定めるものとする。） 八～十　（略）

改正案	現行
附　則　（略）	附　則　（略）
附　則　（令和６年１２月１７日付け国官会第１７１４９号） （施行期日） １　この要綱は、令和６年１２月１７日から施行する。	（新設）
附属第Ⅰ編　基幹事業	**附属第Ⅰ編　基幹事業**
ロ－７　水道・下水道事業	**ロ－７　水道・下水道事業**
ロ－７－（１）－①～④　（略）	**ロ－７－（１）－①～④**　（略）
ロ－７－（１）－⑤水道総合地震対策事業 上下水道システムの「急所」の耐震化、災害拠点病院、避難所、防災拠点などの重要施設に接続する上下水道管路の一体的な耐震化を行うための施設の整備等を行う事業をいう。	**（新設）**
ロ－７－（１）－⑥～⑨　（略）	**ロ－７－（１）－⑤～⑧**　（略）
附属第Ⅱ編	**附属第Ⅱ編**
第１章　基幹事業	**第１章　基幹事業**
イ　社会資本整備総合交付金事業	**イ　社会資本整備総合交付金事業**
イ－１６－（１２）住宅・建築物安全ストック形成事業	**イ－１６－（１２）住宅・建築物安全ストック形成事業**
イ－１６－（１２）－①住宅・建築物耐震改修事業	**イ－１６－（１２）－①住宅・建築物耐震改修事業**
１．　定義	**１．　定義**

改正案	現行
2　イ－１６－（１２）－①において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一～二十一　（略） 二十二　事務事業者 次に掲げる要件の全てに適合する者のうち、事業主体が公募し、選定した者をいう。 イ　当該事業を適確に遂行する技術能力を有し、かつ、当該事業の遂行に必要な組織、人員を有していること。 ロ　当該事業に係る経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力を有していること。 ハ　当該事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。	2　イ－１６－（１２）－①において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一～二十一　（略） （新設）
３．　事業の実施 事業主体は耐震改修促進計画等に基づき、次の各号に掲げる事業を実施するものとする。 一～十三　（略） 十四　住宅・建築物耐震改修事業に係る事務事業 イ　事務事業者が前各号に掲げる事業を行う者に必要な費用を交付する事業 ロ　事務事業者が実施する第一号ニ及び第二号ニに掲げる事業 ハ　イ及びロに附帯する事務	**３．　事業の実施** 事業主体は耐震改修促進計画等に基づき、次の各号に掲げる事業を実施するものとする。 一～十三　（略） （新設）
４．　事業要件 ３.の事業要件は次に定めるものとする。 1～14　（略）	**４．　事業要件** ３.の事業要件は次に定めるものとする。 1～14　（略）

改正案	現行
15　３．第 14 号の事業の事業主体は、住宅・建築物の耐震化を促進するための普及・啓発に努めなくてはならない。	（新設）
ロ　防災・安全交付金事業 **ロ－７　水道・下水道事業** 水道に係る基幹事業は、ロ－７－（１）－①からロ－７－（１）－⑨までを対象とする。 下水道に係る基幹事業は、ロ－７－（２）－①からロ－７－（２）－⑤まで、ロ－７－（２）－⑦からロ－７－（２）－⑩及びロ－７－（２）－⑫からロ－７－（２）－⑮を対象とする。 なお、ロ－７－（２）－①からロ－７－（２）－⑤まで、ロ－７－（２）－⑦からロ－７－（２）－⑩及びロ－７－（２）－⑫からロ－７－（２）－⑮に係る事業については、ロ－７－（２）－①２．に記載の要件を満足するものに限る。	**ロ　防災・安全交付金事業** **ロ－７　水道・下水道事業** 水道に係る基幹事業は、ロ－７－（１）－①からロ－７－（１）－⑧を対象とする。 下水道に係る基幹事業は、ロ－７－（２）－①からロ－７－（２）－⑤まで、ロ－７－（２）－⑦からロ－７－（２）－⑩及びロ－７－（２）－⑫からロ－７－（２）－⑮を対象とする。 なお、ロ－７－（２）－①からロ－７－（２）－⑤まで、ロ－７－（２）－⑦からロ－７－（２）－⑩及びロ－７－（２）－⑫からロ－７－（２）－⑮に係る事業については、ロ－７－（２）－①２．に記載の要件を満足するものに限る。
ロ－７－（１）－①水道未普及地域解消事業 **２．交付対象事業の要件** （１）新設 市町村が、次の①及び②のいずれにも該当する簡易水道事業又は飲料水供給施設を新設する事業。なお、当該事業における飲料水供給施設の整備は、給水人口 10 人以上 100 人以下とする。ただし、国土交通大臣が認める地下水等汚染地域（以下「地下水等汚染地域」という。）又は財政力指数 0.30 以下の市町村にあっては、この限りではない。	**ロ－７－（１）－①水道未普及地域解消事業** **２．交付対象事業の要件** （１）新設 市町村が、次の①及び②のいずれにも該当する簡易水道事業又は飲料水供給施設を新設する事業なお、当該事業における飲料水供給施設の整備は、給水人口 10 人以上 100 人以下とする。ただし、国土交通大臣が認める地下水等汚染地域（以下、「地下水等汚染地域」という。）又は財政力指数 0.30 以下の市町村にあっては、この限りではない。

改正案	現行
①・②　（略）	①・②　（略）
ロー７－（１）－②簡易水道再編推進事業 **３．交付対象事業の内容** （１）次に定める施設及び当該施設設置のために必要な最小限の用地及び補償費 ①～④　（略） ⑤飲料水供給施設（飲料水供給施設を布設し得る条件を備えた未給水地区内を含む。）にあっては、①から④までに掲げるもののほか、給水に必要な施設であって屋外に新設する部分 ただし、次に掲げるものを除く。 ア・イ　（略） ⑥　（略）	**ロー７－（１）－②簡易水道再編推進事業** **３．交付対象事業の内容** （１）次に定める施設及び当該施設設置のために必要な最小限の用地及び補償費 ①～④　（略） ⑤飲料水供給施設（飲料水供給施設を布設し得る条件を備えた未給水地区内を含む。）にあっては、(1)から(4)までに掲げるもののほか、給水に必要な施設であって屋外に新設する部分 ただし、次に掲げるものを除く。 ア・イ　（略） ⑥　（略）
ロー７－（１）－③生活基盤近代化事業 **２．交付対象事業の要件** （２）基幹改良 市町村が、次の①から③のいずれかに該当する簡易水道施設又は飲料水供給施設の基幹的施設について行う改良事業であって、老朽化その他やむを得ない事由により機能が低下した場合に行う（ｉ）から（ⅳ）並びに（ｖ）のいずれかに該当するもの。ただし、（ｉ）から（ⅲ）は増補改良に該当する事業を除く。 ①～③　（略） （ｉ）　しゅん工後原則として 40 年以上経過した構築物を廃止して新	**ロー７－（１）－③生活基盤近代化事業** **２．交付対象事業の要件** （２）基幹改良 市町村が、次の①から③のいずれかに該当する簡易水道施設又は飲料水供給施設の基幹的施設について行う改良事業であって、老朽化その他やむを得ない事由により機能が低下した場合に行う（ｉ）から（ⅳ）並びに（ｖ）のいずれかに該当するもの。ただし、（ｉ）から（ⅲ）は増補改良に該当する事業を除く。 ①～③　（略） （新設）　※転記漏れのため

改正案	現行
設するもの。 （ⅱ） 設置後原則として 10 年以上経過した機械及び装置（関連する構築物を含む。）を廃止して新設するもの。 （ⅲ） 布設後 20 年以上経過した管路を廃止して新設するもの。ただし、各施設ごとの管路の延長又は全管路延長の 20%以上（財政力指数が 0.30 以下の市町村の場合においては 10%以上、特定市町村の場合においては 15%以上とし、また、鋳鉄管及びコンクリート管の更新については、管路延長要件を適用しない。）の改良を行うものに限る。 （ⅳ） しゅん工後 20 年以上経過した離島簡易水道のうち、海底送水管の布設替えを行う事業であって、国土交通大臣が必要と認めたもの。 （ⅴ） 地震対策として行う石綿セメント管を廃止して新設する事業であって、次のア又はイのいずれかに該当するもの。 ア 大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく地震防災対策強化地域に指定されている地域又は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域における事業 イ 地震による水道施設の被害の経験がある、又は、今後、特におそれのある地域における事業 **ロー７－（１）－④高度浄水施設等整備費** **２．交付対象事業の要件** （２）次のいずれかに該当するものであること。なお、水道用水供給事	**ロー７－（１）－④高度浄水施設等整備費** **２．交付対象事業の要件** （２）のいずれかに該当するものであること。なお、水道用水供給事

改正案	現行
業者から受水する水道事業者にあっては④の要件を満たしていること。 ①病原性原虫の汚染に対処するため実施するろ過施設及び紫外線処理施設の整備又は改良については、次のいずれかに該当する事業であること。 ａ・ｂ　（略） ②～⑤　（略） **ロー７－（１）－⑤水道総合地震対策事業** **１．目的** 上下水道システムの「急所」の耐震化、災害拠点病院、避難所、防災拠点などの重要施設に接続する上下水道管路の一体的な耐震化を進めることを目的とする。 **２．交付対象事業の要件** 次の①及び②のいずれにも該当する水道事業（ただし、簡易水道事業を除く。）及び水道用水供給事業であること。 ①「上下水道耐震化計画」を策定していること。 ②次のア又はイのいずれかに該当する事業であること。 ア　資本単価が水道事業にあっては 90 円／㎥以上、水道用水供給事業にあっては 70 円／㎥以上であること。 イ　次の（ア）から（エ）までのいずれにも該当する事業であること。 （ア）　料金回収率が 100%以上	者から受水する水道事業者にあっては④の要件を満たしていること。 ①病原性原虫の汚染に対処するため実施するろ過施設及び紫外線処理施設の整備又は改良については、次のいずれかに該当する事業であること。 ａ・ｂ　（略） ②～⑤　（略） **（新設）**

改正案	現行
（イ）　直近５年間の ・基幹管路の耐震適合率 ・浄水施設の耐震化率 ・配水池の耐震化率 の上昇ポイント（年換算）の合計値が各施設の「５か年加速化対策」で設定した耐震化の上昇ポイント（年換算）の合計値以上であること、 又は現在の ・基幹管路の耐震適合率 ・浄水施設の耐震化率 ・配水池の耐震化率 の合計値が各施設の「５か年加速化対策」で設定した達成目標値の合計値以上であること。 （ウ）　耐震化する事業にあっては、上下水道耐震化計画において、耐震化事業を実施しようとする施設の今後５年間の耐震化率の上昇ポイント（年換算）（ただし、今後５年以内に耐震化率が 100%に到達する場合は、100%に到達するまでの年数における上昇ポイント（年換算））が、当該事業者の直近５年間の上昇ポイント（年換算）の１．５倍及び「５か年加速化対策」で設定した耐震化の上昇ポイント（年換算）を上回っていること。 （エ）　上下水道耐震化計画を公表していること。 **３．交付対象事業の内容** （１）導水管・送水管耐震化事業 次に掲げる導水管又は送水管の施設及び設備を耐震化する事業とす	

改正案	現行
る。 ①導水きょ、導水管、導水ポンプ、その他導水に必要な施設 ②送水きょ、送水管、送水ポンプ、その他送水に必要な施設 （２）基幹水道構造物の耐震化事業 次に掲げる基幹水道構造物の施設を耐震化する事業とする。 ①取水施設、導水施設、浄水施設、送配水施設及びこれらの施設と密接な関連を有する施設（ただし、管路は含まないものとする。） ②その他、上記施設内に存在する基幹水道構造物であり、施設の運用に必要な施設 （３）緊急遮断弁 次に掲げる緊急時に配水池等の水道水の流失を防止するための緊急遮断弁及び緊急遮断弁と密接な関連を有する施設を整備する事業とする。 ①緊急遮断弁（作動スイッチを含む。） ②非常用電源設備 ③伸縮可撓管（ただし、配水池等との連結部分に限る。） （４）導水管・送水管複線化事業 次に掲げる河川を横断する導水管又は送水管の施設及び設備を複線化する事業とする。 ①導水きょ、導水管、導水ポンプ、その他導水に必要な施設 ②送水きょ、送水管、送水ポンプ、その他送水に必要な施設 （５）重要施設配水管	

改正案	現行
「上下水道耐震化計画」に位置づけた避難所等の重要施設に接続する配水本管、配水支管、ポンプ、計装機器並びにこれらと密接な関連を有する施設を耐震化する事業（下水道区域においては、上下水道一体で耐震化を実現する場合に限る。）とする。 **４．交付対象** 本事業の交付対象は、水道施設等に係る事業を実施する都道府県、市町村、一部事務組合 、広域連合及びＰＦＩ事業選定事業者（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成１１年法律第１１７号）第８条第１項の規定により選定された選定事業者及び同法第１６条の規定により選定事業者に公共施設等運営権を設定し、同法第２３条第１項の規定により水道利用者から運営権者が収受する水道施設の利用料金によって、事業を運営する者をいう。）とする。	
ロー７－（１）－⑥緊急時給水拠点確保等事業 **１．目的** 12 時間までの容量を有する配水池の整備や緊急時用連絡管、貯留施設、大容量送水管の整備等を行い、緊急時における給水の確保及び浄水時の配水調整の容易化等を図ることを目的とする。 **２．交付対象事業の要件** （削除）　※水道総合地震対策事業へ移転	**ロー７－（１）－⑤緊急時給水拠点確保等事業** **１．目的** 12 時間までの容量を有する配水池の整備や緊急時用連絡管、貯留施設、緊急遮断弁、大容量送水管、耐震性能を有する重要給水施設配水管の整備等を行い、緊急時における給水の確保及び浄水時の配水調整の容易化等を図ることを目的とする。 **２．交付対象事業の要件** （４）緊急遮断弁

改正案	現行
	緊急時に配水池等の水道水の流失を防止するための緊急遮断弁の整備事業であって、次の①及び②のいずれにも該当する事業であること。 ①資本単価が、水道事業にあっては 90 円／㎥以上、水道用水供給事業にあっては 70 円／㎥以上であること。 ただし、平成 21 年度以前に採択された事業は、水道事業にあっては 70 円／㎥以上、水道用水供給事業にあっては 50 円／㎥以上であること。 ②地震対策等地域のⅠ又はⅡのいずれかの地域における事業であること。
（４）　（略）	（５）　（略）
（５）重要施設配水管 基幹病院等の給水優先度が特に高い施設に水道水を配水する配水管であって、耐震機能を有するものを整備する次の①又は②のいずれかに該当する事業であること。 ①特定簡易水道事業以外の簡易水道事業者が実施する事業で以下の(1)又は(2)のいずれかの地域における事業 (1)・(2)　（略） （削除）　※水道総合地震対策事業へ移転	（６）重要給水施設配水管 基幹病院等の給水優先度が特に高い施設に水道水を配水する配水管であって、耐震機能を有するものを整備する次の①～③のいずれかに該当する事業であること。 ①特定簡易水道事業（※）以外の簡易水道事業者が実施する事業で以下の(1)または(2)のいずれかの地域における事業 (1)・(2)　（略） ②次のいずれにも該当する水道事業であること。 ア 資本単価が 90 円／㎥以上であること。 ただし、平成 21 年度以前に採択された事業は、70 円／㎥以上であること。 イ 地域防災計画等において、災害時に重要な拠点となる病院、診療

改正案	現行
	所、介護や援助が必要な災害時要援護者の避難拠点など人命の安全確保を図るために、給水優先度が特に高い施設への配水管であること。 ウ 給水人口５万人以上の水道事業者が整備する場合にあっては、次のａに該当し、かつ、ｂ～ｄのいずれかに該当する水道事業者であること。なお、ｃ及びｄは、平成 30 年度までの時限措置とする。 ａ 地震対策等地域のⅠ又はⅡのいずれかの地域における事業であること。 ｂ １か月に 10 ㎥使用した場合の家庭用の水道料金が、毎年度別途通知する給水人口５万人以上の水道事業者における平均料金よりも高い水道事業者であること。 ｃ 平成 21 年度以降に他の水道事業（給水人口 5,000 人以下の水道事業を除く。）との事業統合（市町村区域を超えた経営統合を含む。）、あるいは水道用水供給事業との事業統合（経営統合を含む。）を行った水道事業に係る水道事業者であること。 ｄ 水道事業（給水人口 5,000 人以下の水道事業を除く。）との事業統合計画（市町村区域を超えた経営統合計画を含む。）、あるいは水道用水供給事業との事業統合計画（経営統合計画を含む。）が、広域的水道整備計画に定められている水道事業に係る水道事業者であること。ただし、平成 30 年度までに統合する計画であるもの

改正案	現行
②　（略） （削除）　※水道総合地震対策事業へ移転	に限る。 ③　（略） （７）基幹水道構造物の耐震化事業 配水池及び浄水場等の基幹水道構造物のうち特に耐震化が必要であると認められるものの補強事業又は改築・更新事業であって、次の①又は②のいずれかに該当する事業であること。なお、平成 29 年度以降に採択された事業については、効率的な交付金事業執行の観点から、本事業の実施前に近隣事業体等との広域化についても検討すること。 ①次のいずれにも該当する事業であること。 ア 資本単価が水道事業にあっては 90 円／㎥以上、水道用水供給事業にあっては 70 円／㎥以上であること。 ただし、平成 21 年度以前に採択された事業は、水道事業にあっては 70 円／㎥以上、水道用水供給事業にあっては 50 円／㎥以上であること。 イ 地方公営企業法施行規則第 14 条に定める法定耐用年数以内の施設であること。 ウ 平成 9 年度以前に建築された施設であること。 エ 耐震補強又は改築・更新を行った基幹水道構造物については、供用期間内に発生する確率が低いが、大きな強度を有する地震動（レベル 2 地震動）に対して、生じる被害が軽微で所期の機能を保持できる構造で

改正案	現行
	あること。 オ　地震対策等地域のⅠ又はⅡのいずれかの地域における事業であること。 ②国土交通大臣が認める基幹水道構造物の耐震化事業であるもの
（６）・（７）　（略）	（８）・（９）　（略）
３．交付対象事業の内容 簡易水道事業の用に供する施設又は飲料水供給施設（ただし、２．（５）の事業に限る。）、水道事業又は水道用水供給事業の用に供する施設のうち、以下に掲げる施設の整備等に関する事業。 ただし、災害等緊急時における給水拠点の確保のために行う配水池、緊急時用連絡管、貯留施設、大容量送水管及び重要施設配水管の整備事業とする。なお、緊急時給水拠点確保等事業の対象施設には、水道広域化施設整備費の対象となる施設は含まないものとする。	**３．交付対象事業の内容** 簡易水道事業の用に供する施設又は飲料水供給施設（ただし、２．（６）の事業に限る。）、水道事業又は水道用水供給事業の用に供する施設のうち、以下に掲げる施設の整備等に関する事業。 ただし、災害等緊急時における給水拠点の確保のために行う配水池、緊急時用連絡管、貯留施設、緊急遮断弁、大容量送水管、重要給水施設配水管の整備事業及び基幹水道構造物の耐震化事業（補強又は改築・更新）とする。なお、緊急時給水拠点確保等事業の対象施設には、水道広域化施設整備費の対象となる施設は含まないものとする。
（削除）　※水道総合地震対策事業へ移転	（４）緊急遮断弁 緊急遮断弁及び緊急遮断弁と密接な関連を有する次に掲げる施設とする。 ①緊急遮断弁（作動スイッチを含む。） ②非常用電源設備 ③伸縮可撓管（ただし、配水池等との連結部分に限る。

改正案	現行
（４）　（略） （５）重要施設配水管 　重要施設に水道水を配水する配水管、ポンプ、計装機器並びにこれらと密接な関連を有する施設とする。 （削除）　※水道総合地震対策事業へ移転 （６）・（７）　（略） **ロー７－（１）－⑦水道管路耐震化等推進事業** **２．交付対象事業の要件** （削除）　※水道総合地震対策事業へ移転	（５）　（略） （６）重要給水施設配水管 　重要給水施設に水道水を配水する配水管、ポンプ、計装機器並びにこれらと密接な関連を有する施設とする （７）基幹水道構造物の耐震化事業 次に掲げる施設とする。 ①取水施設、導水施設、浄水施設、送配水施設及びこれらの施設と密接な関連を有する施設（ただし、管路は含まないものとする。） ②その他、上記施設内に存在する基幹水道構造物であり、施設の運用に必要な施設 （８）・（９）　（略） **ロー７－（１）－⑥水道管路耐震化等推進事業** **２．交付対象事業の要件** （８）導水管・送水管複線化事業 河川を横断する導水管又は送水管の複線化事業であって、次のいずれにも該当する事業であること。 ①資本単価が、水道事業者にあっては 90 円/㎥以上、水道用水供給事業にあっては 70 円/㎥以上であること。 ②既設管路が破損した場合に 5 万人以上が断水の影響を受けること。

改正案	現行
	③新設管の法定耐用年数（40 年）の間、既設管を維持する予定であること（既設管を更新して維持する場合を含む）。 ④他の管路等の使用によりバックアップして水供給を行うことができないこと。 ⑤次のア又はイの地域で行う事業であること。 ア　大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）３条第１項の規定に基づく地震防災対策強化地域に指定されている地域、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）第３条第１項の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域、首都直下地震対策特別措置法第３条第１項の規定に基づく首都直下地震緊急対策区域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第３条第１項の規定に基づく地震防災対策推進地域又は津波防災地域づくりに関する法律第 53 条第１項の規定に基づく津波災害警戒区域 イ　地震、渇水等による水道施設の被害、取水停止の経験がある地域
３．交付対象事業の内容 （７）水管橋耐震化等事業 布設後 40 年以上が経過した水管橋として布設されている導水管、送水管の更新事業及び水管橋の補強、改築・更新事業であること。	**３．交付対象事業の内容** （７）水管橋耐震化等事業 次に掲げる施設及び設備とする。 ①導水きょ、導水管、導水ポンプ、その他導水に必要な施設 ②送水きょ、送水管、送水ポンプ、その他送水に必要な施設
（削除）　※水道総合地震対策事業へ移転	（８）導水管・送水管複線化事業

<table>
<tr><th>改正案</th><th>現行</th></tr>
<tr><td></td><td>次に掲げる施設及び設備とする。
①取水門、取水堰、取水塔、井戸、集水埋きょ、取水ポンプ、その他取水に必要な施設</td></tr>
<tr><td>**ロ－７－（１）－⑧水道事業運営基盤強化推進事業**
２．交付対象事業の要件
（５）水道施設台帳電子化促進事業
広域化を検討している協議会等に参加している水道施設台帳の電子化がされていない水道事業者等が、行政区域を別にする他の水道事業者等と共同で水道施設台帳の電子化を図る事業であること。</td><td>**ロ－７－（１）－⑦水道事業運営基盤強化推進事業**
２．交付対象事業の要件
（５）水道施設台帳電子化促進事業
広域化を検討している協議会等に参加している水道施設台帳の電子化がされていな水道事業者等が、行政区域を別にする他の水道事業者等と共同で水道施設台帳の電子化を図る事業であること。</td></tr>
<tr><td>**ロ－７－（１）－⑨**　（略）</td><td>**ロ－７－（１）－⑧**　（略）</td></tr>
<tr><td>**ハ　基幹事業の費用便益比**
要綱本編第８第１項第７号の規定に基づき費用便益比を整備計画に記載する基幹事業は、平成２９年４月１日以降に事業に着手するものであって、下表によるものとする。
なお、既に地方公共団体において費用便益比を算出している場合は、その値を記載することができる。
<table><tr><th>基幹事業名</th><th>費用便益比算出対象</th><th>備考</th></tr></table></td><td>**ハ　基幹事業の費用便益比**
要綱本編第８第１項第７号の規定に基づき費用便益比を整備計画に記載する基幹事業は、平成２９年４月１日以降に事業に着手するものであって、下表によるものとする。
なお、既に地方公共団体において費用便益比を算出している場合は、その値を記載することができる。
<table><tr><th>基幹事業名</th><th>費用便益比算出対象</th><th>備考</th></tr></table></td></tr>
</table>

改正案			現行		
	の有無			の有無	
7　水道・下水道事業			7　水道・下水道事業		
(1)　水道未普及地域解消事業 -①	○	１箇所当たりの事業費が 10 億円以上の事業に限る。 また、水道施設等に係る事業全体で算出した費用便益比を記載することができる。	(1)　水道未普及地域解消事業 -①	○	１箇所当たりの事業費が 10 億円以上の事業に限る。 また、水道施設等に係る事業全体で算出した費用便益比を記載することができる。
(1)　簡易水道再編推進事業 -②	○		(1)　簡易水道再編推進事業 -②	○	
(1)　生活基盤近代化事業 -③	○		(1)　生活基盤近代化事業 -③	○	
(1)　高度浄水処理等整備費 -④	○		(1)　高度浄水処理等整備費 -④	○	
(1)　水道総合地震対策事業 -⑤	×		（新設）		
(1)　緊急時給水拠点確保等事業 -⑥	○	１箇所当たりの事業費が 10 億円以上の事業に限る。 また、水道施設等に係る事業全体で算出した費用便益比を記載することができる。	(1)　緊急時給水拠点確保等事業 -⑤	○	１箇所当たりの事業費が 10 億円以上の事業に限る。 また、水道施設等に係る事業全体で算出した費用便益比を記載することができる。

<table>
<tr><th>改正案</th><th>現行</th></tr>
<tr><td>
<table>
<tr><td>(1)
-⑦</td><td>水道管路耐震化等推進事業</td><td>×</td><td rowspan="3">1 箇所当たりの事業費が 10 億円以上の事業に限る。
また、水道施設等に係る事業全体で算出した費用便益比を記載することができる。</td></tr>
<tr><td>(1)
-⑧</td><td>水道事業運営基盤強化推進事業</td><td>○</td></tr>
<tr><td>(1)
-⑨</td><td>水道水源自動監視施設等整備事業</td><td>○</td></tr>
</table>
</td><td>
<table>
<tr><td>(1)
-⑥</td><td>水道管路耐震化等推進事業</td><td>×</td><td rowspan="3">1 箇所当たりの事業費が 10 億円以上の事業に限る。
また、水道施設等に係る事業全体で算出した費用便益比を記載することができる。</td></tr>
<tr><td>(1)
-⑦</td><td>水道事業運営基盤強化推進事業</td><td>○</td></tr>
<tr><td>(1)
-⑧</td><td>水道水源自動監視施設等整備事業</td><td>○</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>
附属第Ⅲ編
第1章　基幹事業
イ　社会資本整備総合交付金事業
イ－１６　住環境整備事業に係る基礎額
イ－１６－（８）住宅市街地総合整備事業に係る基礎額
１　本事業の基礎額は、次のとおりとする。
一～四　（略）
五　住宅・建築物耐震改修等事業
次のイ及びロに掲げる事業ごとに定める額の合計とする。
イ　イ-１６-（１２）-①-第１項から第４項までに掲げる事業の基礎額。
</td><td>
附属第Ⅲ編
第1章　基幹事業
イ　社会資本整備総合交付金事業
イ－１６　住環境整備事業に係る基礎額
イ－１６－（８）住宅市街地総合整備事業に係る基礎額
１　本事業の基礎額は、次のとおりとする。
一～四　（略）
五　住宅・建築物耐震改修等事業
イ　住宅の耐震化の支援に関する事業
ａ　本事業の基礎額は、当該事業について次号に掲げる経費を合算した額の３分の１又は地方公共団体が補助する額の２分の１のいずれか低い額とする。
</td></tr>
</table>

改正案	現行
（削除）	b　住宅の耐震化の支援に関する事業に要する次に掲げる費用 (1)　住宅の耐震診断に要する費用 (2)　住宅の擁壁の耐震診断に要する費用 (3)　住宅に係る耐震化のための計画の策定に要する費用 (4)　住宅の耐震化の計画的実施の誘導に関する事業並びにこれに附帯する事業に要する費用 (5)　死亡時一括償還型融資（住宅の耐震改修に係るものに限る。）を活用する際に必要な不動産鑑定費用、事務手数料その他必要な費用（保証料を除く。） c　前号(1)に要する費用は、一戸建て住宅については136,000円／戸以内（診断を簡易に行う場合は31,500円/戸）を限度とし、一戸建て住宅以外の住宅については次に定める費用を限度とする。ただし、一戸建て住宅以外の住宅について設計図書の復元、第３者機関の判定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は 1,570,000 円を限度として加算することができる。 (1)　面積1,000㎡以内の部分は3,670円／㎡以内 (2)　面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,570円／㎡以内 (3)　面積2,000㎡を超える部分は1,050円／㎡以内 d　第b号(2)に要する費用は31,500円／件以内を限度とする。 ロ　住宅の耐震改修等、建替え又は除却等に関する事業 a　住宅（マンション並びに延焼の危険性が高い住宅であって防火改修工事と併せた耐震改修工事を行うものは除く。）の耐震化のための計画の策定及び耐震改修又は建替えを総合

改正案	現行
	的に行う事業 (1)　本事業の基礎額は、住宅の耐震化を総合的に行う事業に要する費用(補強設計等費及び耐震改修工事費を合算した額とし、建替えを行う場合にあっては補強設計等及び耐震改修に要する費用相当分とする。以下、この号において同じ。）の２分の１又は地方公共団体が補助する額の２分の１のいずれか低い額とする。 (2)　基礎額は、500,000 円／戸（建築基準法施行令（昭和25 年政令第 338 号）第 86 条第２項に基づき特定行政庁が規則で指定した区域（以下「多雪区域」という。）で当該事業を行う場合は 600,000 円／戸）又は耐震改修工事費の５分の２のいずれか低い額を限度とする。 b　住宅（マンションを除き、延焼の危険性が高い住宅で防火改修工事と併せた耐震改修工事を行うものに限る。）の耐震化等のための計画の策定及び耐震改修等又は建替えを総合的に行う事業 (1)　本事業の基礎額は、住宅の耐震化等を総合的に行う事業に要する費用(補強設計等費並びに耐震改修工事費及び防火改修工事費を合算した額とし、建替えを行う場合にあっては補強設計等並びに耐震改修及び防火改修に要する費用相当分とする。以下この号において同じ。）の２分の１又は地方公共団体が補助する額の２分の１のいずれか低い額とする。 (2)　基礎額は、750,000 円／戸又は耐震改修工事費及び防火改修工事費を合算した額の５分の２のいずれか低い額

改正案	現行
	を限度とする。 c　住宅（マンションは除く。）の耐震改修等、建替え又は除却に関する事業 (1)　本事業の基礎額は、耐震改修等に要する費用（耐震改修工事費及び防火改修工事費に 23.0%を乗じて得た額とし、建替え又は除却を行う場合にあっては耐震改修等に要する費用相当分とする。以下この号において同じ。）の２分の１又は地方公共団体が補助する額の２分の１のいずれか低い額とする。 (2)　一戸建て住宅（密集市街地又は大規模火災危険地域内の延焼の危険性が高い住宅で防火改修工事と併せた耐震改修工事を行うものは除く。）については、基礎額は、419,000　円／戸（多雪区域で当該事業を行う場合は 502,300 円／戸）を限度とし、次号の規定は適用しない。 (3)　住宅（マンションを除く。）の耐震改修工事費及び防火改修工事費の合計は、34,100 円/㎡（多雪区域で当該事業を行う場合は 40,900 円／㎡）を限度とする。ただし、特に倒壊の危険性が高い建物のうち平成 23 年３月 31 日までに耐震改修工事に着手したもの及び密集市街地又は大規模火災危険地域内の延焼の危険性が高い住宅で防火改修工事と併せた耐震改修工事を行うものにあっては、51,200 円／㎡を限度とする。 (4)　擁壁の耐震改修工事費は、見付面積に対し、50,300 円/㎡を限度とする。（第ロ項第ｄ号、第ハ項及び第ニ項までにおいて同じ。）

改正案	現行
	(5)　一戸建て住宅については、(1)中「耐震改修工事費及び防火改修工事費に23.0%を乗じて得た額」とあるのは「耐震改修工事費が100万円未満の場合は204,000円／戸、100万円以上200万円未満の場合は306,000円／戸、200万円以上300万円未満の場合は509,000円／戸、300万円以上の場合は713,000円／戸」と読み替えて適用することができるものとし（物件ごとに適用する場合を除く）、この場合において、(2)及び(3)の規定は適用しない。 d　マンションの耐震改修等、建替え又は除却に関する事業 (1)　本事業の基礎額は、耐震改修等に要する費用（耐震改修工事費に３分の１を乗じて得た額とし、建替え又は除却を行う場合にあっては耐震改修等に要する費用相当分とする。以下この号において同じ。）の２分の１又は地方公共団体が補助する額の２分の１のいずれか低い額とする。 (2)　マンションの耐震改修工事費は、50,200円／㎡（耐震診断の結果、Is（構造耐震指標）の値が0.3未満相当である場合は55,200円／㎡）を限度とする。ただし、免震工法等特殊な工法による場合又は大規模な地震が発生した時にその利用を確保することが必要であると地方公共団体が認める建築物について通常よりも高い耐震性を確保する場合は83,800円／㎡を限度とする。
ロ　（略） （削除）	ハ　（略） ニ　建築物（住宅を除く。）の耐震化の支援に関する事業 a　本事業の基礎額は、当該事業について次号に掲げる経費を合算した額の３分の１又は地方公共団体が補助する額の２

改正案	現行
（削除）	分の１のいずれか低い額とする。 b　建築物の耐震化の支援に関する事業に要する次に掲げる費用 (1)　建築物の耐震診断に要する費用 (2)　建築物の擁壁の耐震診断に要する費用 (3)　建築物に係る耐震化のための計画の策定に要する費用 (4)　建築物の耐震化の計画的実施の誘導に関する事業並びにこれに附帯する事業に要する費用 c　前号(1)に要する費用は、次に定める費用を限度とする。ただし、設計図書の復元、第３者機関の判定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は 1,570,000 円を限度として加算することができる。 (1)　面積 1,000 ㎡以内の部分は 3,670 円／㎡以内 (2)　面積 1,000 ㎡を超えて 2,000 ㎡以内の部分は 1,570 円／㎡以内 (3)　面積 2,000 ㎡を超える部分は 1,050 円／㎡以内 d　第ｂ号(2)に要する費用は31,500円／件以内を限度とする。 ホ　建築物の耐震改修、建替え又は除却に関する事業 a　本事業の基礎額は、耐震改修に要する費用（耐震改修工事費に 23.0%を乗じて得た額とし、建替え又は除却を行う場合にあっては耐震改修に要する費用相当分とする。以下この号において同じ。）の２分の１又は地方公共団体が補助する額の２分の１のいずれか低い額とする。 b　建築物の耐震改修工事費は、次に掲げる額を限度とする。 (1)　建築物の耐震改修工事費（天井の耐震改修工事費を除

改正案	現行
	く。）については、51,200 円／㎡（耐震診断の結果、Is（構造耐震指標）の値が 0.3 未満相当である場合は 56,300 円／㎡）を限度とする。ただし、免震工法等特殊な工法による場合又は大規模な地震が発生した時にその利用を確保することが必要であると地方公共団体が認める建築物について通常よりも高い耐震性を確保する場合は 83,800 円／㎡を限度とする。（ただし、地震発生後に防災拠点としての機能継続ができるよう建築設備の耐震性を確保する場合は、令和８年３月 31 日までに耐震改修工事に着手したものに限り、6,620 円／㎡（天井の耐震改修とあわせて行う場合は 5,300 円／㎡）を加算した額を限度とする。）（次項において同じ。） (2)　天井の耐震改修工事費については、31,600 円（ネット等による落下防止措置を行う場合は 13,600 円、構造計算が必要な天井の耐震改修を行う場合は 71,300 円とし、平均天井高が 10ｍを超える場合にあっては、高さ３ｍ毎に 3,150 円を加算し、屋根面の耐震改修工事と併せて実施する場合にあっては、9,460 円を減ずる。）に天井面積を乗じた額を限度とする。
イ－１６－（１２）住宅・建築物安全ストック形成事業に係る基礎額 **イ－１６－（１２）－①住宅・建築物耐震改修事業に係る基礎額** 1・2　（略） 3　住宅の耐震改修等、建替え又は除却等に関する事業 一　住宅（マンション並びに密集市街地又は大規模火災危険地域内の延焼の危険性が高い住宅であって防火改修工事と併せた耐震	**イ－１６－（１２）住宅・建築物安全ストック形成事業に係る基礎額** **イ－１６－（１２）－①住宅・建築物耐震改修事業に係る基礎額** 1・2　（略） 3　住宅の耐震改修等、建替え又は除却等に関する事業 一　住宅（マンション並びに密集市街地又は大規模火災危険地域内の延焼の危険性が高い住宅であって防火改修工事と併せた耐震

改正案	現行
改修工事を行うものは除く。）の耐震化のための計画の策定及び耐震改修又は建替えを総合的に行う事業 イ　本事業の基礎額は、地方公共団体が当該事業を行う場合にあっては、住宅の耐震化を総合的に行う事業に要する費用（補強設計等費及び耐震改修工事費を合算した額とし、建替えを行う場合にあっては補強設計等及び耐震改修に要する費用相当分とする。以下この号において同じ。）の２分の１、民間事業者等が当該事業を行う場合にあっては、住宅の耐震化を総合的に行う事業に要する費用の２分の１又は地方公共団体が補助する額の２分の１（利子補給制度（独立行政法人住宅金融支援機構による高齢者向け耐震改修融資への利子補給制度をいう。以下同じ。）を利用する住宅については、地方公共団体が補助する額）のいずれか低い額とする。 ロ　基礎額は、575,000円／戸（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第86条第２項に基づき特定行政庁が規則で指定した区域（以下「多雪区域」という。）で当該事業を行う場合は700,000円／戸）又は耐震改修工事費の５分の２のいずれか低い額を限度とする。 ハ　利子補給制度を利用する場合の基礎額は、イ及びロにより算出される額から、利子補給制度を利用する住宅に応じて、以下の算式により算定した額を減ずる。 $\sum_{i=1}^{n} \min(A, B_i, C_i)$	改修工事を行うものは除く。）の耐震化のための計画の策定及び耐震改修又は建替えを総合的に行う事業 イ　本事業の基礎額は、地方公共団体が当該事業を行う場合にあっては、住宅の耐震化を総合的に行う事業に要する費用（補強設計等費及び耐震改修工事費を合算した額とし、建替えを行う場合にあっては補強設計等及び耐震改修に要する費用相当分とする。以下、この号において同じ。）の２分の１、民間事業者等が当該事業を行う場合にあっては、住宅の耐震化を総合的に行う事業に要する費用の２分の１又は地方公共団体が補助する額の２分の１のいずれか低い額とする。 ロ　基礎額は、500,000円／戸（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第86条第２項に基づき特定行政庁が規則で指定した区域（以下「多雪区域」という。）で当該事業を行う場合は600,000円／戸）又は耐震改修工事費の５分の２のいずれか低い額を限度とする。 （新設）

改正案	現行
n：利子補給制度を利用する住宅戸数 A：575,000円 B_i：利子補給制度を利用する住宅iにおける耐震改修工事費の５分の２ C_i：利子補給制度を利用する住宅iに地方公共団体が補助する額 二　住宅（マンションを除き、密集市街地又は大規模火災危険地域内の延焼の危険性が高い住宅で防火改修工事と併せた耐震改修工事を行うものに限る。）の耐震化等のための計画の策定及び耐震改修等又は建替えを総合的に行う事業 イ　本事業の基礎額は、地方公共団体が当該事業を行う場合にあっては、住宅の耐震化等を総合的に行う事業に要する費用（補強設計等費並びに耐震改修工事費及び防火改修工事費を合算した額とし、建替えを行う場合にあっては補強設計等並びに耐震改修及び防火改修に要する費用相当分とする。以下この号において同じ。）の２分の１、民間事業者等が当該事業を行う場合にあっては、住宅の耐震化等を総合的に行う事業に要する費用の２分の１又は地方公共団体が補助する額の２分の１（利子補給制度を利用する住宅については、地方公共団体が補助する額）のいずれか低い額とする。 ロ　基礎額は、875,000円／戸又は耐震改修工事費及び防火改修工事費を合算した額の５分の２のいずれか低い額を限度とする。	二　住宅（マンションを除き、密集市街地又は大規模火災危険地域内の延焼の危険性が高い住宅で防火改修工事と併せた耐震改修工事を行うものに限る。）の耐震化等のための計画の策定及び耐震改修等又は建替えを総合的に行う事業 イ　本事業の基礎額は、地方公共団体が当該事業を行う場合にあっては、住宅の耐震化等を総合的に行う事業に要する費用（補強設計等費並びに耐震改修工事費及び防火改修工事費を合算した額とし、建替えを行う場合にあっては補強設計等並びに耐震改修及び防火改修に要する費用相当分とする。以下この号において同じ。）の２分の１、民間事業者等が当該事業を行う場合にあっては、住宅の耐震化等を総合的に行う事業に要する費用の２分の１又は地方公共団体が補助する額の２分の１のいずれか低い額とする。 ロ　基礎額は、750,000円／戸又は耐震改修工事費及び防火改修工事費を合算した額の５分の２のいずれか低い額を限度とする。

改正案	現行
ハ　利子補給制度を利用する場合の基礎額は、イ及びロにより算出される額から、利子補給制度を利用する住宅に応じて、以下の算式により算定した額を減ずる。 $\sum_{i=1}^{n} \min(A, B_i, C_i)$ n：利子補給制度を利用する住宅戸数 A：575,000円 B_i：利子補給制度を利用する住宅iにおける耐震改修工事費の５分の２ C_i：利子補給制度を利用する住宅iに地方公共団体が補助する額	（新設）
三　住宅（マンションは除く。）の耐震改修等、建替え又は除却に関する事業 イ　本事業の基礎額は、地方公共団体が当該事業を行う場合にあっては、耐震改修等に要する費用（耐震改修工事費及び防火改修工事費に23.0%を乗じて得た額とし、建替え又は除却を行う場合にあっては耐震改修等に要する費用相当分とする。以下この号において同じ。）の２分の１、民間事業者等が当該事業を行う場合にあっては、耐震改修等に要する費用の２分の１又は地方公共団体が補助する額の２分の１（利子補給制度を利用する住宅については、地方公共団体が補助する額）のいずれか低い額とする。	三　住宅（マンションは除く。）の耐震改修等、建替え又は除却に関する事業 イ　本事業の基礎額は、地方公共団体が当該事業を行う場合にあっては、耐震改修等に要する費用（耐震改修工事費及び防火改修工事費に23.0%を乗じて得た額とし、建替え又は除却を行う場合にあっては耐震改修等に要する費用相当分とする。以下この号において同じ。）の２分の１、民間事業者等が当該事業を行う場合にあっては、耐震改修等に要する費用の２分の１又は地方公共団体が補助する額の２分の１のいずれか低い額とする。
ロ　一戸建て住宅（密集市街地又は大規模火災危険地域内の	ロ　一戸建て住宅（密集市街地又は大規模火災危険地域内の

改正案	現行
延焼の危険性が高い住宅で防火改修工事と併せた耐震改修工事を行うものは除く。）については、基礎額は、489,300円／戸（多雪区域で当該事業を行う場合は586,600円／戸）を限度とし、次号の規定は適用しない。 ハ　住宅（マンションを除く。）の耐震改修工事費及び防火改修工事費の合計は、39,900円/㎡（多雪区域で当該事業を行う場合は47,800円／㎡）を限度とする。ただし、特に倒壊の危険性が高い建物のうち平成23年３月31日までに耐震改修工事に着手したもの及び密集市街地又は大規模火災危険地域内の延焼の危険性が高い住宅で防火改修工事と併せた耐震改修工事を行うものにあっては、59,800円／㎡を限度とする。 ニ・ホ　（略） へ　利子補給制度を利用する場合の基礎額は、イからハまでにより算出される額から、利子補給制度を利用する住宅に応じて、以下の算式により算定した額を減ずる。 $\sum_{i=1}^{n} \min(A, B_i, C_i)$ n：利子補給制度を利用する住宅戸数 A：489,300円 B_i：利子補給制度を利用する住宅iにおける耐震改修工事費の５分の２ C_i：利子補給制度を利用する住宅iに地方公共団体が補助す	延焼の危険性が高い住宅で防火改修工事と併せた耐震改修工事を行うものは除く。）については、基礎額は、419,000円／戸（多雪区域で当該事業を行う場合は502,300円／戸）を限度とし、次号の規定は適用しない。 ハ　住宅（マンションを除く。）の耐震改修工事費及び防火改修工事費の合計は、34,100円/㎡（多雪区域で当該事業を行う場合は40,900円／㎡）を限度とする。ただし、特に倒壊の危険性が高い建物のうち平成23年３月31日までに耐震改修工事に着手したもの及び密集市街地又は大規模火災危険地域内の延焼の危険性が高い住宅で防火改修工事と併せた耐震改修工事を行うものにあっては、51,200円／㎡を限度とする。 ニ・ホ　（略） （新設）

改正案	現行
る額 四　マンションの耐震改修等、建替え又は除却に関する事業 イ　（略） ロ　マンションの耐震改修工事費は、51,700円／㎡（耐震診断の結果、Is（構造耐震指標）の値が0.3未満相当である場合は56,900円／㎡）を限度とする。ただし、免震工法等特殊な工法による場合又は大規模な地震が発生した時にその利用を確保することが必要であると地方公共団体が認める建築物について通常よりも高い耐震性を確保する場合は86,400円／㎡を限度とする。 4　建築物の耐震改修、建替え又は除却に関する事業 一　（略） 二　建築物の耐震改修工事費は、次に掲げる額を限度とする。 イ　建築物の耐震改修工事費（天井の耐震改修工事費を除く。）については、57,000円／㎡（耐震診断の結果、Is（構造耐震指標）の値が0.3未満相当である場合は62,700円／㎡）を限度とする。ただし、免震工法等特殊な工法による場合又は大規模な地震が発生した時にその利用を確保することが必要であると地方公共団体が認める建築物について通常よりも高い耐震性を確保する場合は93,300円／㎡を限度とする。（ただし、地震発生後に防災拠点としての機能継続ができるよう建築設備の耐震性を確保する場合は、令和８年３月31日までに耐震改修工事に着手したものに限り、6,620円／㎡（天井の耐震改修とあわせて行う場合は5,300円／㎡）を加算した額を限度とする。）（次項において同じ。）	四　マンションの耐震改修等、建替え又は除却に関する事業 イ　（略） ロ　マンションの耐震改修工事費は、50,200 円／㎡（耐震診断の結果、Is（構造耐震指標）の値が 0.3 未満相当である場合は 55,200 円／㎡）を限度とする。ただし、免震工法等特殊な工法による場合又は大規模な地震が発生した時にその利用を確保することが必要であると地方公共団体が認める建築物について通常よりも高い耐震性を確保する場合は83,800 円／㎡を限度とする。 4　建築物の耐震改修、建替え又は除却に関する事業 一　（略） 二　建築物の耐震改修工事費は、次に掲げる額を限度とする。 (1)　建築物の耐震改修工事費（天井の耐震改修工事費を除く。）については、51,200円／㎡（耐震診断の結果、Is（構造耐震指標）の値が0.3未満相当である場合は56,300円／㎡）を限度とする。ただし、免震工法等特殊な工法による場合又は大規模な地震が発生した時にその利用を確保することが必要であると地方公共団体が認める建築物について通常よりも高い耐震性を確保する場合は83,800円／㎡を限度とする。（ただし、地震発生後に防災拠点としての機能継続ができるよう建築設備の耐震性を確保する場合は、令和８年３月31日までに耐震改修工事に着手したものに限り、6,620円／㎡（天井の耐震改修とあわせて行う場合は5,300円／㎡）を加算した額を限度とする。）（次項において

改正案	現行
ロ　建築物の耐震改修工事費（天井の耐震改修工事費に限る。）については、次に掲げる額を限度とする。	同じ。） （新設）
(1)　固定された客席を有する劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場等（以下「劇場等」という。）の用に供する建築物の耐震改修工事費（天井の耐震改修工事費に限る。）は、400,000円（ネット等による落下防止措置で、ワイヤーの設置による場合は160,000円、それ以外の場合は64,700円とし、平均天井高が10mを超える場合にあっては、高さ３m毎に3,150円を加算し、屋根面の耐震改修工事と併せて実施する場合にあっては、9,460円を減ずる。）に天井面積を乗じた額を限度とする。（次項及び第６項において同じ。）	（新設）
(2)　劇場等以外の用に供する建築物の耐震改修工事費（天井の耐震改修工事費に限る。）は、80,000円（ネット等による落下防止措置を行う場合は13,600円、構造計算が必要な天井の耐震改修を行う場合は90,000円とし、平均天井高が10mを超える場合にあっては、高さ３m毎に3,150円を加算し、屋根面の耐震改修工事と併せて実施する場合にあっては、9,460円を減ずる。）に天井面積を乗じた額を限度とする。（次項及び第６項において同じ。）	(2)　天井の耐震改修工事費については、31,600円（ネット等による落下防止措置を行う場合は13,600円、構造計算が必要な天井の耐震改修を行う場合は71,300円とし、平均天井高が10mを超える場合にあっては、高さ３m毎に3,150円を加算し、屋根面の耐震改修工事と併せて実施する場合にあっては、9,460円を減ずる。）に天井面積を乗じた額を限度とする。（次項及び第６項において同じ。）
５～13（略）	５～13（略）
14　住宅・建築物耐震改修事業に係る事務事業 本事業の基礎額は、第１項から第13項までにより算出した基礎額のうち、事業主体が事務事業者に対して交付する額とする。	（新設）
15　第３項第３号、第４項及び第６項から第８項までの事業であ	14　第３項第３号、第４項及び第６項から第８項までの事業であ

改正案	現行
って、令和８年４月１日以降に着手する事業については、それぞれ、次のように読み替えて、本要綱の規定を適用することとする。 一～五（略）	って、令和６年４月１日以降に着手する事業については、それぞれ、次のように読み替えて、本要綱の規定を適用することとする。 一～五（略）
ロー７　水道・下水道事業 **ロー７－（１）－⑤水道総合地震対策事業に係る基礎額** 本事業の基礎額は、次のイ．に係る費用に、ロ．の国費率を乗じた額とする。 イ．基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲 本事業として実施する附属第Ⅱ編ロー７－（１）―⑤の３．に掲げる交付対象事業。 ロ．国費率 ①１／３ ②①にかかわらず、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第２条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第１条の規定による奄美群島において行う事業にあっては１／２	**ロー７　水道・下水道事業** （新設）
ロー７－（１）－⑥緊急時給水拠点確保等事業に係る基礎額 本事業の基礎額は、次のイ．に係る費用に、ロ．の国費率を乗じた額とする。	**ロー７－（１）－⑤緊急時給水拠点確保等事業に係る基礎額** 本事業の基礎額は、次のイ．に係る費用に、ロ．の国費率を乗じた額とする。

改正案	現行
イ．基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲 本事業として実施する附属第Ⅱ編ロ－７－（１）―⑥の３．に掲げる交付対象事業。 ロ．国費率 （１）～（３）　（略） （削除） （４）　（略） （５）重要施設配水管 ①附属第Ⅱ編ロ－７－（１）―⑥の２．（５）に掲げる交付対象事業のうち①に掲げる事業 ア～オ　（略） ②附属第Ⅱ編ロ－７－（１）―⑥の２．（５）に掲げる交付対象事業のうち②に掲げる事業 ア・イ　（略）	イ．基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲 本事業として実施する附属第Ⅱ編ロ－７－（１）―⑤の３．に掲げる交付対象事業。 ロ．国費率 （１）～（３）　（略） （４）緊急遮断弁 ①１／４ （ただし、平成 27 年度以前に採択された事業及び財政再建団体が行う事業にあっては、１／３） ②①にかかわらず、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第２条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第１条の規定による奄美群島において行う事業にあっては１／２ （５）　（略） （６）重要給水施設配水管 ①附属第Ⅱ編ロ－７－（１）―⑤の２．（６）に掲げる交付対象事業のうち①に掲げる事業 ア～オ　（略） ②附属第Ⅱ編ロ－７－（１）―⑤の２．（６）に掲げる交付対象事業のうち②又は③に掲げる事業 ア・イ　（略）

改正案	現行
（削除）	（７）基幹水道構造物の耐震化事業 ①１／４ （ただし、平成 27 年度以前に採択された事業及び財政再建団体が行う事業にあっては、１／３） ②①にかかわらず、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第２条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第１条の規定による奄美群島において行う事業にあっては１／２
（６）・（７）　（略）	（８）・（９）　（略）
ロー７－（１）－⑦水道管路耐震化等推進事業に係る基礎額 本事業の基礎額は、次のイ．に係る費用に、ロ．の国費率を乗じた額とする。 イ．基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲 本事業として実施する附属第Ⅱ編ロー７－（１）—⑦の３．に掲げる交付対象事業。 ロ．国費率 （１）～（７）　（略） （削除）	**ロー７－（１）－⑥水道管路耐震化等推進事業に係る基礎額** 本事業の基礎額は、次のイ．に係る費用に、ロ．の国費率を乗じた額とする。 イ．基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲 本事業として実施する附属第Ⅱ編ロー７－（１）—⑥の３．に掲げる交付対象事業。 ロ．国費率 （１）～（７）　（略） （８）導水管・送水管複線化事業 １／３

改正案	現行
ロ－７－（１）－⑧水道事業運営基盤強化推進事業に係る基礎額 本事業の基礎額は、次のイ．に係る費用に、ロ．の国費率を乗じた額とする。 イ．基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲 本事業として実施する附属第Ⅱ編ロ－７－（１）―⑧の３．に掲げる交付対象事業。 ロ．　（略） **ロ－７－（１）－⑨水道水源自動監視施設等整備事業に係る基礎額** 本事業の基礎額は、次のイ．に係る費用に、ロ．の国費率を乗じた額とする。 イ．基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲 本事業として実施する附属第Ⅱ編ロ－７－（１）―⑨の３．に掲げる交付対象事業。 ロ．　（略）	**ロ－７－（１）－⑦水道事業運営基盤強化推進事業に係る基礎額** 本事業の基礎額は、次のイ．に係る費用に、ロ．の国費率を乗じた額とする。 イ．基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲 本事業として実施する附属第Ⅱ編ロ－７－（１）―⑦の３．に掲げる交付対象事業。 ロ．　（略） **ロ－７－（１）－⑧水道水源自動監視施設等整備事業に係る基礎額** 本事業の基礎額は、次のイ．に係る費用に、ロ．の国費率を乗じた額とする。 イ．基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲 本事業として実施する附属第Ⅱ編ロ－７－（１）―⑧の３．に掲げる交付対象事業。 ロ．　（略）